

日本銀行電子入札システム利用者 各位

日 本 銀 行

(重要) 商号等変更登記を行った場合の手続きと留意点等

電子入札システム利用者が法務局へ商号や名称の変更登記（以下、「商号等変更登記」）を行った場合、「日本銀行電子入札システム利用規約」第 9 条第 5 項に基づき、速やかに日本銀行に「日本銀行電子入札システム利用者初期登録変更届出書」を提出（システム登録変更手続き）する必要があります。

また、電子入札システム利用者が商号等変更登記を行った後、旧商号用の I C カード（電子証明書）を用いて入札参加した場合、「日本銀行電子入札システム利用規約」第 20 条に基づき、日本銀行は、当該入札を無効にする（落札後に判明した場合は契約を締結しない、契約締結後に判明した場合は契約を解除する）措置等を行うことがあるため、以下の点をご留意頂きながら、必要な手続きを行ってください。

	必要な手続き	留意点
旧商号関係	<p>< I C カード ></p> <ul style="list-style-type: none"> 電子入札システム利用者が<u>法務局へ商号等変更登記を行った場合、遅滞なく旧商号用の I C カードを発行した認証局に連絡し、カードの失効手続きを行う。</u> <p>< システム登録変更手続き ></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本銀行に対しても、速やかに電子入札システムに関する必要な登録変更等の手続きを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>商号等変更登記の申請後は、旧商号用の I C カードや業者登録番号（8 桁）でのログイン等は、絶対に行わない。</u> <ul style="list-style-type: none"> 仕様上、日本銀行でのシステム登録変更手続き完了後も旧商号用の I C カード等によるログインは可能。この場合、商号の後ろに（旧商号）との文言が付される（例：「〇〇株式会社（旧商号）」） 吸収合併を行った場合、消滅会社（旧商号）の電子入札システム変更登録手続きは必須。 存続会社については、電子入札システム未登録の場合は初期登録を、合併時に登録内容の変更（商号、名称、郵便番号、住所、I C カードに関する情報）がある場合はシステム登録変更手続きを行う必要あり。
新商号関係	<p>< 電子入札システムでの作業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本銀行からシステム登録変更手続き完了の通知を受けた場合、電子入札システム利用者は速やかにシステムへログインし、登録内容（商号または名称、郵便番号、住所）に誤りがないか確認する。 登録内容に誤りがない場合には、利用者登録（上記以外の業者情報の登録および I C カードの登録）を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧商号用の I C カードの失効手続き開始後、新商号用の I C カードが登録されるまでの間に日本銀行の入札に参加を希望する場合、入札説明書等に記載の問い合わせ先に速やかに連絡し、紙入札での参加可否等の対応を相談すること。

以 上